

第1回第4ワーキンググループ会合 議事概要

1 日 時 令和4年7月1日（金）10:00～11:50

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

川崎 茂（座長）、清原 慶子、樫 浩一、佐藤 香

【臨時委員】

清水 千弘、加藤 久和

【専門委員】

細川 努

【審議協力者】

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
環境省、防衛省、日本銀行、東京都、埼玉県

【事務局】

（総務省）萩野室長、栗原次長、上田次長、越企画官

4 議 事

（1）第4WGにおける当面の審議の進め方について

（2）「令和3年度（2021年度）統計法施行状況報告（暫定版）」について

（別編[基本計画事項別推進状況]（共通基盤部分））

5 議事概要

冒頭、川崎座長から清原委員に対して座長代理の指名があり、了承された。各議題の概要は、以下のとおり。

（1）第4WGにおける当面の審議の進め方について

事務局から資料1に基づき、第4WGにおける当面の審議の進め方について説明があり、質疑が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 目標とする時間軸を入れるといいと思う。緊急性を要するためこの1年から3年程で取り組むべきものと、時間をかけてじっくりとやっていくべきものがあるので、スタートをいつ切るのかということが分かるようにする必要がある。例えば特別検討チームでも議論しているオンライン調査等については、これから3年以内に8割は達成するなど、数値目標のようなものがあったとしてもよいのかもしれない。一方、人材育成やビッグデータ・行政記録情報の活用等は、時間をかけて検証しながら進める必要がある

る。このように短期間では結論を出すことができないとしても、スタートは切るものといったように、時間軸が分かれてくるのではないのかと思う。

- 時間軸という視点は非常に重要。各府省とも協議しつつ、最終的に基本計画の中で、それぞれの取組をいつまでにどこまで進めるかを明らかにする必要がある。
- 現在、公的統計の品質向上のための特別検討チームにおいて、各府省の基幹統計に対する点検を行っている。その点検結果から提起された実態・問題意識や改革の方向性は、第4WGとも共有して生かしていくとよいのではないか。
- 点検の結果については、特別検討チームでの確認・整理後に可能な範囲で情報共有していただき、うまく連携しながら審議を進めたい。
- 特別検討チームの検討結果を踏まえて議論する項目が多いため、審議のスケジュールを早期に立てておいた方がよいと思う。
- 特別検討チーム、第4WG双方の事務局とも連携して、なるべく早く全体の審議スケジュールを示したい。
- 審議の進め方として、審議事項の表の上の項目から審議していくのか、それとも施行状況報告の項目に沿って審議していくのか。また、最近、統計調査の結果公表のデジタル化が進んでいるが、公表物の保存の仕方について、一般的なルールをどこかで議論したいと思っている。さらに、資料に示してある審議項目はどれも重要ではある一方、統計リソースは限られているため、優先すべき項目や重点的に取り組むべき項目について、このWGの最後に改めて議論してはどうか。
- 次回のWGでは、e-Statの改善及び統計基準の整備について議論させていただく予定。3回目以降のWGについては、座長にもご相談させていただきながら、施行状況報告や審議事項のまとめ、また担当省庁の準備状況も踏まえながら進めさせていただきたい。審議の順番については、あくまで予定ということにはなるが、次回のWGにおいて可能な範囲でお示ししたいと考えている。

また、公表のデジタル化については、次回のe-Statの改善の項目において、論点の一つとすることはあり得るかと思う。
- 課題の緊急性とリソースの制約とのバランスについては、大変難しいところであるが、実態と照らしながら評価することを念頭に審議を進めていきたい。
- 審議事項「Ⅳ 統計リソースの確保・人材育成」の中で、第4WGの割当てとなっているものが「地方公共団体との連携及び統計調査員の確保・育成・支援」と「民間事業者との共同」のみであるが、その場合、この審議事項の議論の仕方はどのような形になるのか。また、ビッグデータの利活用や統計リテラシーの向上のように、先を見据えた議論をするべき項目について、このWGの中でどこまでの合意形成を目指していくのかというイメージがあれば、教えてほしい。
- 統計リソースや人材育成については、現在、特別検討チームで審議されており、その結論の方向性を見極めた上で、第4WGとしてどのように受け止めていくかという順番になるものと考えている。また、先々を見据えた議論が必要な審議事項については、可能な限り具体的な議論をいただけるように材料を提供させていただくよう事務

局として心がけ、内容として抽象的にならざるを得ないものについては、座長とも相談しつつ方向性を示させていただき、それをたたき台にして議論していただくのが効率的と考えている。

→ 民間事業者との共同などの項目については、審議の仕方を工夫する必要があり、扱い方については検討したい。

なお、審議事項に特別検討チーム、第4WGという割り当てがあるが、これは決してお互いの審議事項に触れてはいけないという意味ではなく、議論が深まるよう必要に応じて審議状況の共有や、審議事項に対する提案などをしてもらってもよいものと考えている。

○ 特別検討チームの審議のポイント等については、第4WGにも共有するのがよいのではないかと。また、第1～3WGでの議論の中で、第4WGの課題と関連している事項など承知しておくべきことがあれば、事務局から簡単にでも情報共有していただくと有益な議論につながると思う。

(2) 「令和3年度(2021年度)統計法施行状況報告(暫定版)」について

事務局から、資料2に基づき、令和3年度(2021年度)統計法施行状況報告の暫定版として、基本計画の事項別推進状況(共通基盤部分)について説明があり、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

○ 項目のほとんどが総務省の担当となっているが、最終的には、各府省の取組内容もきちんと分かるような形で整理していただくと良いのではないかと。

○ 国交省の統計不正事案の発生により公的統計の信頼回復が大きな課題となっている中で、優先度の高い問題も出てきているはずである。時間や優先度に応じて、項目を整理することが重要になってくるのではないかと。

研究者としてはどうしてもビッグデータや行政記録情報の利活用に目が行きがちだが、例えば、オンライン調査や統計基準の整備等、全府省が共通して抱える重要度の高い問題については、早く取り組めば将来的に大きな価値を生むものとして評価していくことも必要であると思う。また、統計の改善については、単にデータがそこにあるから、ではなく、ニーズをきちんと把握しながら進めていくことが重要である。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>